

## 市民検討委員会検討報告書の概要

### 1 市民参画の推進について

#### (1) わかりやすい市民参画情報の提供

市の公式サイトに「市民参加のページ」を設けて情報発信している自治体もある。審議会の会議録とともに、配布資料も公開するなどして、市民間で議論された内容が誰にでも分かるようにしておくことが必要。

#### (2) すべての市民に参画の機会を確保

『北本市附属機関等の委員の選任基準に関する要綱』では、委員の選任年齢の上限が75歳となっている。こうした規定は、優秀で経験豊富な高齢者の登用を妨げるもので、高齢化が進む北本市にはそぐわない制度。市民参画の資格要件の年齢制限は撤廃すべき。

#### (3) 市民政策提案制度の創設

市民が建設的に具体的政策提案を行うための政策提案制度等の整備が必要。

### 2 協働の推進について

#### (1) 協定書の締結

時間の経過と共に両者の約束が変わってしまうようではいけない。協定書を交わすことを条例に規定しておくべき。

#### (2) 相乗効果の原則

協働することにより、事業効果が高まり、コストも下がるものを協働事業として採択すべき。

#### (3) 協働事業提案制度の創設

公益事業をNPOが提案し、公開プレゼンテーション等の審査を経て採用した事業を市とNPOで協働実施する。公開の場で協働事業を構築していく。

#### (4) 相談窓口の整備

#### (5) 職員の協働に関する意識の高揚を図る

### 3 市民公益活動促進施策について

#### (1) 相談窓口の整備

行政は、ひとつの窓口で市民活動支援を一括して把握しておく必要がある。

#### (2) 市民公益活動支援センターの整備

市庁舎内に併設されることが望ましく、市民公益活動支援センターには、行政職員だけでなく、コンサルタント等の経験がある市民活動支援に明るい市民や専門家を構成員に加えるべき。

#### (3) 中間支援組織の形成

市民公益活動団体同士が連携し、市民公益活動を支援する中間支援組織を形成していく必要がある。行政には、こうしたネットワークづくりを後押しするような機会や情報の提供を期待する。